

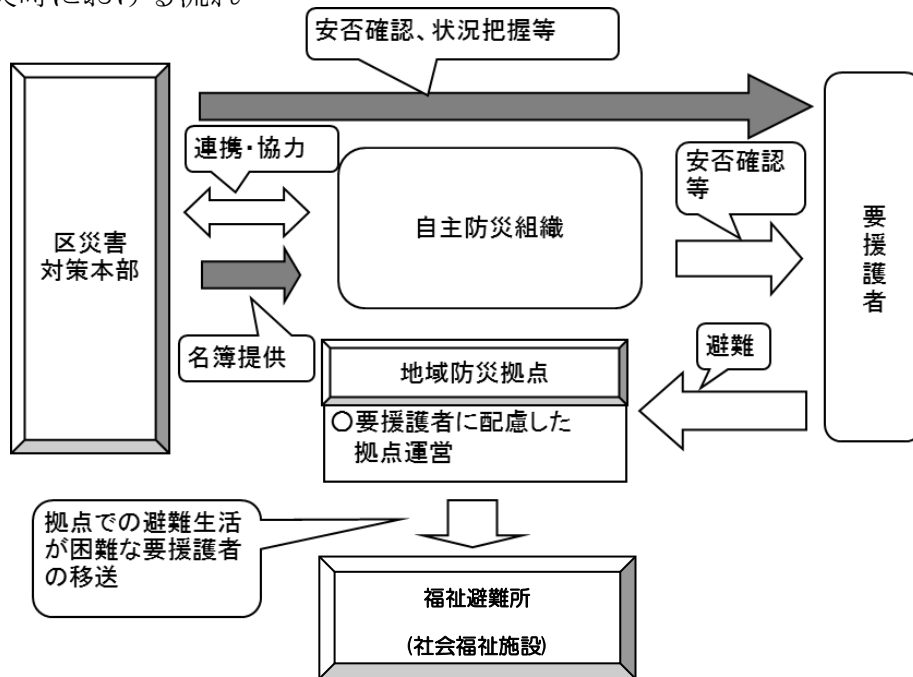
障害者（要援護者）への災害時の対応

1 災害時の要援護者の避難支援に関する基本的な考え方

災害発生時には、横浜市防災計画に基づき、区災害対策本部（援護班）が、各区で作成、保管している災害時要援護者名簿を、地域防災拠点運営委員会等自主防災組織に開示し、相互に連携の上、災害時要援護者の安否確認や避難支援を行います。

災害発生時に迅速な対応を行うためには、平時における地域の支え合いの取組を支援していくことが重要であると考えています。このため、協定を締結した自主防災組織等には、災害時要援護者名簿の対象者のうち、同意をした方の個人情報をおらかじめ提供し（同意方式）、日ごろからの関係づくり等に活用していただいています。さらに、平成25年10月から、横浜市震災対策条例の規定により、本人からの拒否の意思表示がない限り、協定を締結した自主防災組織等に個人情報を提供することができる方式（情報共有方式）が導入されました。これにより、従来から地域で取り組んでいる方式に加え、情報共有方式も選択できるようになりました。

【参考】発災時における流れ



2 要援護者の避難生活への配慮

横浜市防災計画では、地域防災拠点運営委員会が要援護者に配慮した拠点運営をするよう定めています。具体的には、概ね3教室を専用スペースとして確保すること、障害特性に配慮した情報伝達をすることとしています。

また、在宅要援護者への援護として、地域住民等の協力を得ながら安否確認や状況把握を行うほか、区災害対策本部保健活動グループにより要援護者の健康状態、生活状況等を把握し、必要な支援等を行うこととしています。

地域防災拠点での避難生活に適應できない要援護者は、二次的避難場所である福祉避難所に移送し、対応します。福祉避難所での受入れは、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。

令和5年3月末現在、市内122か所の障害者施設と福祉避難所の協力協定を締結しています。